別記様式第２８（第８８条の２の６関係）

船舶検査合格証

指定記号：

上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第８８条の２の２第２号の船舶検査に合格したことを証する。

年　　月　　日

防衛大臣

別記様式第２１（第８８条の２の６関係）

船舶検査合格証

指定記号：

上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、自衛隊法施行規則第８８条の２の２第２号の船舶検査に合格したことを証する。

年　　月　　日

防衛大臣